

1 開催日時等

- (1) 日時：令和8年2月12日（木）午後2時～午後3時30分
- (2) 場所：郡山市総合福祉センター 3階研修室

2 出席者

(1) 委員

仙頭 紀明（日本大学工学部 教授）【座長】
稲村 健太郎（福島大学 教授）
町田 敦（弁護士法人町田法律事務所 弁護士）
袖林 淳（国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所副所長）

(2) 事務局及び発注所属

・市事務局

財務部長、財務部次長、契約検査課長、同課長補佐、同課工事契約係長、同課同係主査、同課契約管理係長、同課同係主査

・市上下水道局事務局

上下水道局長、上下水道局次長兼総務課長、同課契約係長

・市発注所属

建設構想部道路計画課長補佐、同課主任技査兼生活道路係長
建設構想部区画整理課長補佐、同課主任技査兼整備係長
建設構想部道路保全課長補佐兼維持管理係長、同課維持管理係主任
農商工部農林基盤整備課長、同課ため池係長
環境部次長兼環境政策課長、同課原子力災害対策係長

・市上下水道局発注所

水道施設課長、同課維持係長
同課整備係主任

上下水道局次長兼下水道整備課長、同課整備管理係主任

※議事の前に、座長の選出を行った。委員一同の同意のもと、仙頭委員が座長となる。

3 議事

(1) 本市及び上下水道局発注の建設工事等に係る入札等について

＜審議概要＞

- ・仙頭座長が、事務局へ案件に関する説明を求めた。
- ・市事務局：契約検査課長から市資料1-1～1-4及び3-1～3-3に沿って説明
- ・市上下水道局：上下水道局次長兼総務課長から上下水道局資料1-1～1-4に沿って説明
- ・仙頭座長が、抽出委員である袖林委員へ建設工事に関する審議案件の抽出理由について報告を求めた。
- ・袖林委員から、市資料2-1及び上下水道局資料2-1に沿って以下のとおり案件抽出について報告

○郡山市発注工事

制限付一般競争入札

市-2：契約金額が比較的大きく、総合評価方式を採用しているため。

市-23：落札率が最も高いこと、契約金額が比較的大きく、応札者が1者であったため。

指名競争入札

市-59：落札率が最も高く、くじにより決定していたため。

市-71：有効率が比較的低いため。

○上下水道局発注工事

制限付一般競争入札

水-8：契約金額が最も大きく、総合評価方式を採用しているため。

指名競争入札

水-32：有効率が最も低いため。

随意契約

水-40：落札率が最も高く、契約金額が最も大きいため。

○郡山市除染業務委託

市-1：対象案件が1件のみであるため。

- ・各案件に関し、委員から質問があり、事務局及び発注所属において回答

≪各案件に係る質疑応答≫

- ・制限付一般競争入札

市-2 材木屋館越線 道路改良工事

(市資料2-2)

【袖林委員】

今回の道路改良工事だが、落札した業者が調査基準価格よりも低い価格で応札している。また、落札業者の加算点が9.59点で、2番目の加算点ではあったが、一番評価値が高いため、契約しているようだが、確認したかったのは、今も説明があったとおり、調査基準価格と失格基準価格の二つを設けているのは、あくまでも調査基準価格までだと確認の手続きは特にしなくてもいいということで、失格基準価格近くまでさがるといろいろな確認、手続きが増える、ただルールの失格基準価格より上であれば契約してもいいとなっているため、今回契約になっているということでしょうか。

【契約検査課工事契約係長】

そのとおり。

【稲村委員】

今回落札した業者の入札金額が失格基準価格とそれほど変わらないような金額になっているのかなと感じる。また、失格基準価格の算出方法は公表しているということだが、具体的にはどのように算出しているのか。

また、一般競争入札について来年度から基準価格が1,000万円から1,500万円に上がるということだったが、失格基準価格についてもそれに伴って上昇するようになっていくのか。失格基準価格が変更となるなら、概要を示してほしい。具体的には変更となる失格基準価格について、例えば入札参加者がどの範囲を知りうるのか、というところを可能であればお知らせ頂きたい。

最後に、情報管理についてはもちろんしっかりしていると思うが、管理方法についてどのようにされているのかについて教えていただきたい。

【契約検査課工事契約係長】

まず、失格基準価格についてだが、郡山市建設工事総合評価方式施行要綱に定めている。定めている内容としては、工事の設計の中で、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の4項目があり、そのうち直接工事費は設計額に10分の9.5、共通仮設費、現場管理費は10分の9、一般管理費は10分の5を乗じて得た数字であるため、こちらのほうは全体的な数字が上

がっても割合は同じであるため、設計額が上がれば、必然的に上がるというふうを考えている。こちらは要綱に定めているため、設定割合については公表されているものになる。

また、最低制限価格については別の割合になる。最低制限価格における比率については、直接工事費に10分の9.7、共通仮設費、現場管理費に10分の9、一般管理費は10分の6.8であり、こちらも公表している。最低制限価格については、そこに市の調整を加えて最低制限価格を設定している。なお、その調整部分については非公表となっている。

最後に情報管理についてだが、最低制限価格における調整については非公表としていることから、知りえるものは契約権者のみとなっている。

【仙頭座長】

そもそもこの工事に総合評価方式を採用したのはなぜか。

【契約検査課長】

総合評価方式を採用する工事については、契約審査会で決定するという事になっている。その契約審査会へ諮る案件を各工事発注課で抽出し、その案件に総合評価方式を採用することについて、審査を経て決定するというプロセスになっている。

どういう観点でこの案件を抽出したかは、発注課より説明する。

【道路計画課】

こちらについては標準的な設計、一般的な工事ということで同種や類似工事の経験や評価を基に抽出をした。

【契約検査課長】

来年度から制度改正を行うが、現制度においては総合評価方式の対象となる設計金額が1,000万以上1億5,000万円までとなっており、工種も特に定めていないため、かなり幅広い中で選んでいるというのが現状。そのため、比較的小規模な金額のものが抽出案件として上がってくるというような状況になっている。

・制限付一般競争入札

市-23 大町土地地区画整理事業 ペDESTリアンデッキ整備工事（施設上部工）
（市資料2-3）

【袖林委員】

今回、2者から参加申請があり、最終的には1者辞退されたということだが、なぜ1者目の会社が辞退されたのかということ、2つめが最終的に落札した業者が、1回目の入札は最低制限価格以下で入札し、2回目で1回目より3,000万円高いお金で入札し、最終的には高い金額で契約になっているようだが、これは前回もルー尔的には問題ないと説明いただいたが、1回目の応札時点で、落札業者は他に業者がいるか、いないかの情報がわかるものなのか。

【契約検査課長】

それはわからないようになっている。

【袖林委員】

そうすると、2回目に高く入札したとしても落札できるというルールは当然全業者が分かっているのだと思うが、結果的にこうなったということか。

では、1つ目の辞退理由についてののみで。

【契約検査課長】

端的に申し上げると、辞退理由は記載がなかったため、把握をしていない。今回、通常であれば、市内事業者でできるものは市内本店を有することというのを参加条件として付して入札しているものが多い。ところがこの案件については、非常に特殊な技術を要するということで、過去10年以内の鋼製の橋梁上部工の元請実績といった条件を付しているが、そういった条件に合致する者が登録事業者の中で市内には1者しかないということが分かっていた。そのため、本案件については、所在地要件を付さず、全国に広げて実施したが、結果として応募が2者、1者は最終的に辞退となったということである。

【袖林委員】

これは電子入札で行ったのか。

【契約検査課長】

電子入札で行った。

【稲村委員】

ペDESTリアンデッキ整備工事については2年にわたって、令和7年と令和8年に工事が行われると思うが、本件のような工事は行える業者が少ないということだったので、令和8年度も落札することは可能なのか。

【契約検査課工事契約係長】

工事の落札については、基本的に手持工事の件数又は請負金額による制限を設けている。

これについては、業者ごとにS等級、A等級、B等級というものがあるが、例えば建築一式の工事であれば、S等級であれば5件以上または金額であれば1億7,000万以上は持てないというような形でルールを定めている。ただ、これは当該年度のみ有効としている制度であるため、翌年度に入ってしまうと対象から外れ、新たな設定という形になる。そういった意味では、翌年度においても落札することは可能である。

ただ、これはあくまで市内業者を対象としており、本案件のような市外業者が参加する案件については、手持ち制限はかかっている。

【仙頭座長】

今回の案件は工場部品を作って、それを現場に運んで組み立てるということか。

【発注課】

そのとおり。

【仙頭座長】

そうすると、近いところに工場がある業者とは運搬も含めて差が出てくると。

【区画整理課】

今回、分割して発注するというような考えで、本件は製作、工場製作ということで、桁等の制作になる。後の工事としては架設ということで、桁を現場に運んでそれを架設するというような内容になる。工場の立地によっては輸送代に差がつくが、今回の工事は工場で製作するものであり、後の架設で輸送も含めて設置するという区別しているため、そこについては、工場の立地によって輸送代が変わるということは影響しないようになっている。

・指名競争入札

市-59 室ノ木前十文字線道路維持（舗装補修）工事
（市資料2-4）

【袖林委員】

本案件は指名競争入札ということで、10者のうち6者が数千円から1万円の範囲で最低制限価格より下の入札であり、最終的には予定価格と同じ入札をした2者がくじ引きというような結果になっているが、これは舗装工事のため、単価は公表されているので数量さえ分かれば、積算の精度は高いと思う。なので、予定価格の金額は出せるとは思うが、この最低制限価格から数千円差の入札が多いというのはどういう分析をしているのか。最低制限価格ギリギリを狙

ったのか、または別の要因があったのか教えてほしい。

【契約検査課長】

最低制限価格について計算の仕方は公表している。ただ最後に、非公表の調整率を掛けているため、その部分だけ業者がわからない部分である。その関係でこういう入札結果となることが時折ある。

【袖林委員】

予定価格と同額、今回くじ引きではあるが、積算がわかっている人だと近い金額が出せるということか。

【道路保全課】

本案件は舗装工事であり、同一の幅員、幅員×延長で単純に長方形の面積と出せるため、入札業者の方でもほぼ同額の金額で算出することができたのだろうと思っている。

【袖林委員】

今回くじ引きということで、くじ引きのシステムというか、どういう過程で業者が決まったかというのを簡単に教えてほしい。

【契約検査課工事契約係長】

本案件は電子入札であり、くじも電子くじで行っている。入札書を送信する際に、入札金額と同じ必須項目として任意の3桁の番号を入れてもらっている。その番号を入力して、もし、くじになった場合、電子入札システムが乱数を付したうえで、その合計数を算出する。それをくじ対象者数で割り、そのあまりがくじ番号となる。また、くじ対象者に対し、入札書の提出順に0、1、2というふうに順番を付し、この番号とくじ番号が合致した業者がくじの当選となる。

【袖林委員】

そのくじの結果、落札業者が決まったということか。

【契約検査課工事契約係長】

そのとおり。

【稲村委員】

先ほど、幅員×長さでおおよそ同じ設計金額が出せるという話があったが、材料費については、そういった面積で確定するのだろうと思うが、労務費やその他の経費については業者ごとに異なるということもあり得るのかなと思うのだが、それは金額に表れているということでしょうか。

【契約検査課長】

設計書における労務単価についても福島県から共通単価が公表されており、その単価を用いて積算をしていくので、設計金額はほぼ同額が出てしまう。また、最低制限価格も計算方法を公表しているため、その計算をすれば全者が同じ入札金額になってしまう。それを避けるために、最低制限価格を決めるときには非公表の調整率を加えるという形にしている。

【道路保全課】

設計の内容がほとんど単純な設計内容であったため、全ての業者が同じような金額を出したのかなと思います。

【仙頭座長】

今までもあったと思うが、一生懸命取りたくてギリギリを狙ったけどとれなくて、それほど強い意志で入札していない業者が落札している。これは制度的な部分で仕方ないところかと思うが、もう少し安く事業が行える、費用を下げることも出来たのかなと、解決策はちょっとないが、ちょっとジレンマを感じる。前回の委員会でも思っていたところ。

【契約検査課長】

毎回入札の結果を記録して、どのくらいが最低制限価格を下回ったかというあたりは、こちらでも積み上げをしているため、その課題を継続して検討していきたい。

【仙頭座長】

ちなみに、調整率というのは年度ごとに決めているのか、四半期とか。

【契約検査課長】

年度によってというものではないが、内容は申し上げられない。

・指名競争入札

市-71 ため池防災・減災事業（館堀）対策工事
（市資料2-5）

【稲村委員】

指名業者について、本件はA等級の10者を選定しているが、指名競争入札においては7者から10者を指名しているようだが、10者にした理由は範囲の中から数の多い10者としたということでしょうか。

それから指名業者を選定するにあたっては、選定するポイント、何か定量的な基準によって選定されているのか、それ以外の要素があるのか。

【契約検査課長】

指名業者数については、指名競争入札に関する実施要綱があり、その中で設計金額に応じて指名業者数を定めております。設計金額が200万円から300万円未満であれば7者、300万円から1,000万円未満までは10者と定めている。こういった条件で指名業者を選定するかといったことについては、発注課より説明する。

【農林基盤整備課】

指名業者につきましても、これまでの郡山市発注工事の実績と施工場所ごとの地域性等から選んでいる。

【仙頭座長】

この施設写真を見ると元々側溝のようなものがあるが、これは作り直すということか。

【農林基盤整備課】

農業用ため池の堤体、堤の一部の放流施設の老朽化に伴う改修になる。

【仙頭座長】

元あったものとおなじものか。

【農林基盤整備課】

色々な計算、入ってくる水、出る水等の計算し、基準に応じた側溝の幅等を更新する工事になる。

- ・制限付一般競争入札
水－8 配水管更新工事(市道 福原八山田館前線)
(上下水資料1－2)

【袖林委員】

4者から応札があり、入札金額を見ると4者のうち3者が調査基準価格に近く、1者だけが失格基準価格に近いようだが、考えられる理由はあるか。

【上下水道局総務課長補佐】

市契約検査課から説明があったとおり、失格基準価格については、計算方法を公表していることから、設計金額を正しく算出できれば、失格基準価格も読みやすい。あとは、入札参加者がそこに入札金額をどこまで近づけるのかを判断した結果が今回の開札結果に表れたと認識している。

【仙頭座長】

総合評価の案件について、今回の様に失格基準価格に近い応札が多い等の傾向はどうか。

【上下水道局総務課長補佐】

今年度、本件を含めて3件実施したが、いずれもかなり失格基準価格に近い金額で応札があった。調査基準価格を下回った場合、その金額が適正かどうかを発注課及び総務課で確認し、問題がなければ落札決定を行っている。

【稲村委員】

失格基準価格の計算方法の公表はこの自治体でも行っているのか。

【上下水道局総務課長補佐】

行っている。

- ・指名競争入札
水－32 上道渡ポンプ場等流量計更新工事
(上下水資料1－3)

【袖林委員】

今回の工事は流量計の更新であるが、流量計の単価はどのように決めたのか。また、応札者の内、1者だけ入札金額がかなり低い理由はありますか。

【水道施設課】

まず、流量計の単価については3者の見積りで決定している。

入札金額が低い1者の理由については、発注課としてはわからない。

【袖林委員】

流量計の単価は入札時に公表したのか。

【水道施設課】

公表している。

【袖林委員】

指名された業者は予定価格をほぼ積算できる状態で応札されたのか。

【上下水道局総務課長補佐】

先ほどの市案件の舗装工事のようにほとんど正確な数字が出せるところまではいかないが、設計金額に近い金額を出せると考えている。

また、入札金額がかなり低い1者については、工事費内訳書を見ると機器費・直接工事費については、他者とそれほど大きい開きはなかったが、それ以外の共通仮設費、現場管理費、一般管理費等については、その他の応札業者と比べると非常に低かったためと推測している。

【町田委員】

今の質問に関連して、3者の見積りで単価を設定したということだが、算出方法はどのようにしているのか。

【水道施設課】

県の決まりに則り、一番安い価格で設定している。

【稲村委員】

指名業者の選定について、市の選定基準と同じ基準で行っているのか。

【水道施設課】

基本的には同じ地域性や技術を持っているのか等を考慮しながら選定している。

【稲村委員】

選定方法は基準が決まっているのか、その都度決めているのか。

【水道施設課】

工事1件ごとに内部で選定委員会を開いて選定している。

・ 随意契約

水-40 公共下水道整備事業 御前南第一地区
(上下水資料1-4)

【袖林委員】

応募者が3者あった中で、今回の選ばれた業者が他の2者と比較して具体的に評価されたのはどういった部分なのか。

【上下水道局次長兼下水道整備課長】

発注者側で概略の設計や汚水の流れる方向等の基本設計をあらかじめ提示しており、それについて応募者が検討し、色々な提案があったが、選ばれた業者はルートを変更する提案がされており、一部工事を省略した部分について流量計算した上で提案をしていた点が評価されたと考えている。

【稲村委員】

この工事はかなり大規模な工事で、この規模の工事を実施出来る企業は多くないと思うが、特定の事業者には集中はしないのか。

また、下水道の設置には維持管理のコストも相当かかると思うが、そういった所も勘案して予定価格を設定しているのか。

【上下水道局次長兼下水道整備課長】

資格要件については、基本的に市内の大手の事業者であれば大体条件に合致し、更に市外業者であってもある程度下水道の経験があれば応募できるので門戸は広くとっている。

維持管理については、基本的に自然流下であれば安価に維持管理が可能であるが、勾配が逆になるとポンプアップが必要であるため、維持管理コストが高くなるので、基本設計としては基本的にポンプの箇所数を少なくしてなるべく自然流下で流れるよう応募者に提示している。

その中で応募者がより良い提案をしているのでバランスが悪くなるということは無かった。

【仙頭座長】

良い提案がされたのはわかるが、結果的に3者の提案があった中で、公費的に見ても安くなったということか。

【上下水道局次長兼下水道整備課長】

前提として大規模に発注していることから、スケールメリットがあるが、今回は施工する延長がそれほど3者間で変わりがないので、金額的にも変わらないという結果であった。

・ 除染業務委託

審議概要については非公表

(2) 指名停止措置状況について

《審議概要》

- ・仙頭座長が、事務局へ指名停止措置状況に関する説明を求めた。
- ・市事務局、契約検査課長から市資料5に沿って説明を行った。
- ・案件に関し、委員からの質問はなかった。

(3) その他

- ・特になし

4 その他

- ・市事務局：契約検査課契約管理係長から、次回開催日程等について説明があった。

5 閉会